

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第 27 回）及び証券決済制度改革推進会議（第 15 回）合同会議（書面）
2. 日 時	平成 23 年 3 月 28 日（月）
3. 議 案	（審議事項） 国債取引の決済期間の短縮化 T + 2 への移行について
4. 主な内容	（審議事項） 国債取引の決済期間の短縮化については、平成 21 年 9 月、「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下に設置した「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）において検討を行い、平成 22 年 6 月に「中間整理」を、同年 12 月に「中間報告書」を取りまとめ、公表を行っている。 「中間報告書」では、国債のアウトライト取引の決済期間の短縮化 T + 2（GCレポ T + 1）については、平成 24 年 4 月中の実現に向けた実務の詳細の検討を進め、本年 3 月末を目途にその実施日を決定するとされた。 本WGでは、国債のアウトライト取引 T + 2 の実現に向けて、ポストトレード事務の効率化を図るため、約定照合事務の電子化（データの授受方法、データフォーマットの標準化）や、ネットティング照合事務の標準化（異額面ネットティングの方法、照合通知フォーマットの標準化）等の具体的な措置を講ずるとともに、T + 2 の実施予定日を平成 24 年 4 月 23 日（月）（約定分）とすることとし、本件について、本合同会議において審議を行った結果、原案どおり了承された。 なお、T + 2 への円滑な移行に向けて、次の措置を講ずることとした。 ・「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正 ・「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の策定 ・「『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』及び『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』に基づく決済についての Q & A」の一部改正 ・「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知データの授受等に関する実務取扱指針」の策定 ・市場関係者への周知徹底 以 上